



# 行政書士の出番ですよ!!

～不断の改善／信頼の構築～

兵庫県行政書士会

会長 大口

晋

## 「誰一人、取り残さない」デジタル社会の実現に向けて ～デジタル社会の実現に向けた重点計画（業務改革>業務改善）～



本会は、デジタル社会に対して、事業計画はもとよりSDGsの重点取り組み分野として、持続可能な開発目標10「人や国の不平等をなくそう」として、あらゆる人の書類（パソコンやWebなどの電磁的記録を含む）作成およびその提出等を行う権利を擁護する活動を通じて、SDGs10.2<sup>\*1</sup>をターゲットとして貢献することとしています。

日本行政書士会連合会（日行連）では、各署に対してデジタル社会の課題共有のために、次の要望等を行っているものと聞きおよんでいます。

1. 国民や小規模事業者におけるデジタルディバイドのは正に資しなりすましや不正申請などの防止、ひいては国民の権利利益実現のために、行政書士が申請者の代理人として直接支援を行えるシステムの構築
2. 行政手続のデジタル化においては、基幹システム等を用いた申請代理が行えるよう行政書士の属性認証ならびに申請者と委任関係の確認ができるシステムの構築
3. 行政手続のデジタル化における、既存の各種手続の抜本的見直しや添付書類省略実現に向けた分析評価、サービス提供後のシステムの改善等において、これらの検討をすべく、国が設置する委員会、有識者会議、ワーキンググループ等への行政書士の登用

このたび、中小企業庁は、持続化給付金を不正に受給した者として1297者を認定とともに、持続化給付金給付規程第10条第2項第2号の規定に基づく公表がなされ、6月30日時点における不正受給総額13億757万3000円の発表がなされたところです。<sup>\*2</sup>

私たちが、デジタル申請における代理申請の仕組みの無いシステムに対し、懸念していた課題が、現実のものとなりました。

そして、岸田政権におけるデジタル庁の動きが、「デジタル田園都市国家構想の実現」とともに本格化しています。

6月7日には、デジタル社会の実現に向けた重点計画の変更が閣議決定され<sup>\*3</sup>、令和7（2025）年度までの政策工程表が示されています。また、7月1日には、例年の行政手続等の棚卸結果等の概要（令和3年度）<sup>\*4</sup>が発表されています。

### 【目指す姿】

- ・個人のID・認証基盤であるマイナンバー制度をデジタル社会における社会基盤として利用することにより、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現する。
- ・従来は、申請手続ごとに、国民が多くの書類を準備・提出することが必要となっていた行政手続について、マイナンバー制度の利活用により、必要な添付書類が減り、また、行政の事務処理もスムーズになり手続の時間が短縮されるなど、国民の利便性の向上に繋がる。

マイナンバー制度は、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



【出典：デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年（2022年）6月7日）P60】

行政書士制度にとって、本当に多くの課題、要請そして方針が示されることになりました。

デジタル社会の実現に向けた施策の中心にはマイナンバー制度があり、まさに、会員の皆さまに協力いただいている日行連の総務省からの委託事業である「マイナンバーカード申請手続相談員」等の活動です。

また、マイナンバー制度における情報連携の拡大のなかで今後の方向性が、次のように示されています。「これまでに把握されている課題から、①年金などの社会保障制度や税制、災害に関する事務（例えば災害弔慰金に関する事務）など現行制度におけるマイナンバーの利用を改めて徹底するほか、②日本国内に中長期在留する外国人に関する行政手続の事務、社会保障制度や税制以外における国家資格等のデジタル化に寄与する事務（例えば保有者数の多い資格等や多くの行政手続に代理などで関与する資格等として、教員や行政書士などの資格等に関する事務）、海外に在住する在留邦人に対する行政手続の実施、このほか個人に関する属性情報を併せて登録管理しその情報の変更ごとに個別の手続等を要している事務など（例えば自動車登録に関する事務など）について、検討の具体化を進め、従来のマイナンバー利用事務からの拡大を図り、利用者のアクセシビリティを確保しつつ、デジタル完結を図る。これを前提に、各制度を所管する関係府省庁においても、国民にとって利便性を感じてもらうべく、その業務の在り方の見直しを進める。なお、トータルデザインに基づく本人を介した官民の情報活用では、現在のマイナンバー制度におけるマイナンバーやマイナンバーカードのそれぞれの役割や活用方法を踏まえて位置付けを整理する。その上で、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す】【引用：デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年〈2022年〉6月7日）P60～61】

そして、他方では、デジタル社会の実現に向けた構造改革の中の経済界要望等の全体像と対応方針で、日本経済団体連合会等を中心に経済界より受領した約1900件の要望等の中で特別な例示として、「本人確認（生体認証等）や真正性（電子署名、タイムスタンプ等）がネックとなり自動化等ができない（無人店舗販売等）」「士業の業務独占や判定基準・手法の限定、もしくは基準が不明確等のためデジタル技術が活用できない」が掲げられ、令和4年末をめどに主な経済界要望等については見直し方針を決定、公表する旨となっています。【参照：デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年〈2022年〉6月7日）P27】

なお、デジタル原則には、アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）<sup>\*5</sup>が、提示されていることから、私たちに関係するものも含めてこれからの方策見直しがスピーディーにそして大胆に進んでいくことが想定されます。【参照：デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年〈2022年〉6月7日）P24】

本会は、業務の改善進歩を皆さんに指導等を行う立場ではありますが、デジタル化の社会的要請は単なる改善ではなくより大きな改善が求められ、主体的な改革が必要になります。それが行われないと制度の信頼を築き続けることはできません。このたびは、デジタル社会の実現に向けた重点計画（閣議決定）の断片的な紹介となりました。

しかし、私たちは、官公署に提出する書類ばかりを作成しているのではなく、建設キャリアアップシステム申請、契約書や規約など権利義務・事実証明に関する書類を作成しており、デジタル社会における権利擁護への民間課題の対応は、行政の方針や施策を待つことなく実行しなければならない場合もあるかもしれません。

つきましては、会員の皆さまにおかれましては、デジタル社会への業務改革を喫緊の重点課題として意識的にお取り組みいただき、会務へのより一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 《参考》

※1 ターゲット10.2 すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する

※2 持続化給付金の不正受給者の認定及び公表について

[https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka\\_fusei\\_nintei.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka_fusei_nintei.html)

※3 デジタル社会の実現に向けた重点計画

<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/#document>

※4 行政手続等の棚卸結果等

[https://www.digital.go.jp/resources/procedures\\_inventory\\_result/](https://www.digital.go.jp/resources/procedures_inventory_result/)

※5 「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」報告書(案)の意見公募手続(パブリックコメント)を開始しました

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220303003/20220303003.html>